

相模原市立新町中学校PTA規約

第1章 名 称

第 1 条 この会は、相模原市立新町中学校PTAと称し、事務局を同校に置く。

第2章 目 的

第 2 条 この会は、本校の保護者と教職員が協力して、生徒の健全にして幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 前条の目的をとげるため、次のように活動する。

1. 会員相互の教養を高め、よい保護者よい教職員になるようにつとめる。
2. 学校と家庭が協力して、生徒の健全な心身の発達をはかる。
3. 生徒をとりまく教育的環境の充実改善につとめる。
4. 青少年教育を目的とする他の団体及び機関と連携し協力する。

第3章 活動方針

第 4 条 活動方針は次のとおりとする。

1. 会員全体の意志を尊重し、特定の政党や宗教に片寄ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
2. この会、またはこの会の役員、及び委員の名でいかなる選挙活動も行わない。
3. 学校の教育活動の進展には協力するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第4章 会 員

第 5 条 会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる人。(任意)
2. 本校に勤務する教職員。(任意)

第 6 条 会員は、会費を納入する。

第 7 条 会員は、平等の義務と権利を有する。

第5章 機 関

第 8 条 この会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会

第6章 総 会

第 9 条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

第10条 総会は次の通り開き、会長が招集する。

1. 年度始め総会（書面総会）……書面議決。新役員・会計監査の承認

2. 定期総会…年1回開催。前年度事業報告・決算書の承認、新年度事業計画・予算案の承認、新役員に関する報告、その他

3. 臨時総会…運営委員会が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の要求があった場合に開催。

第11条 総会が成立する定足数は、会員の2分の1（委任状を認める）とし、総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第7章 役員

第12条 役員は、次のとおりとする。

会長1名（保護者） 書記3名（保護者2名、教職員1名）

副会長3名（保護者2名、教職員1名） 会計3名（保護者2名、教職員1名）

但し、会長が必要と認めた場合、副会長を保護者3名とすることができる。

第13条 役員任期は、1年とする。但し、再選は妨げない。

第14条 役員任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、全ての会務を統括する。また、各専門委員会並びに特別委員会の委員を委嘱する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は、総会及び運営委員会等の議事並びにこの会の活動に関する必要事項を記録し、会長の指示により通信その他の庶務を行う。
4. 会計は、予算に基づく一切の会計事務を正確に処理し、総会においては会計監査を経て会計報告をする。
5. 校長は、全ての会議に出席し意見を述べることができる。

第8章 運営委員会

第15条 運営委員会は、役員及び専門委員会並びに特別委員会正副委員長で構成し、会長が必要と認められた時開くことができる。また、会員の3分の1以上の申し出があった時は、会長はこれを招集しなければならない。

第16条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 各委員会が立案した事業計画について審議検討する。
2. 年度予算案について審議検討する。
3. 総会に提出する議案を作成する。
4. 総会に基づく執行機関である。
5. 緊急事項の処理に関する事。但し次の総会において必ず承認を得なければならない。

第9章 専門委員会並びに特別委員会

第17条 専門委員会並びに特別委員会は、正副委員長（各1名）を互選し、いかなる事業計画についても運

営委員会に囚らなければならない。但し、学年委員会は異なる学年より委員長1名、副委員長2名を互選する。

第18条 委員の任期は、1年間とし、再任は妨げない。

第19条 教職員若干名は、委員として各委員会に所属する。

第20条 専門委員会並びに特別委員会は、次のとおりとする。

1. 専門委員会 (1) 学年委員会……各学年より学級数の人数

課題により学年別小委員会等を設置することも可。

(2) 広報委員会……各学年より学級数の人数

2. 特別委員会 (運営委員会が必要とし認めたとき設けることができる)

第21条 専門委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 学年委員会は、学年または学級保護者会等の計画を立てる。また、学年の行事運営に協力する。

2. 広報委員会は、この会の活動内容等を会員に知らせることを中心とする広報活動につとめる。

第10章 推薦委員会

第22条 推薦委員会は、次年度の役員及び会計監査候補者を推薦し、書面総会に付し、会員の承認を得る。但し、あらかじめ本人の承諾を得るものとする。

書面総会において承認された役員は直ちに就任する。但し、前任者は定期総会終了まで会の運営に協力する。

第23条 推薦委員会は、次のとおりとする。

1. 1, 2学年より各4名と教職員2名で構成する。

2. 正副委員長(各1名)を互選する。

第11章 会計監査

第24条 経理を監査するため、役員並びに各委員以外の一般会員から選出された2名の会計監査をおく。任期は1年とし、再選を妨げない。

第25条 会計監査は、年2回行い、総会において報告する。

第12章 会 計

第26条 経費は、会費(1家庭月額160円)及びその他の収入による。

第27条 経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第28条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13章 規約改正

第29条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し、改正案の提出については、あらかじめ、その内容を全会員に通知しておかななければならない。

第14章 個人情報の取り扱い

第30条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、提供および管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

- 1 この規約は、昭和54年9月12日より施行する。
- 2 この会の会則実施に必要な細則は、別に定める。
- 3 昭和57年5月8日一部改正（第25条 会費月額改正）
- 4 昭和58年5月7日一部改正（第19条、第22条校外指導委員の地区区分名等人員改正）
- 5 昭和61年5月10日一部改正（第19条、第22条校外指導委員の選出地区名称の統合と変更）
- 6 平成5年5月22日一部改正
（第3条、第4条目的、活動方針の一部、第22条役員候補者推薦委員会構成委員改正）
- 7 平成16年5月13日一部変更
（第9条、第16条、第19条、第21条、総会内容及び学年委員会の構成改正）
（第2条、第3条、第5条、第11条父母を保護者へ改正）
- 8 平成21年2月4日一部改正
（第21条、第22条、推薦委員会へ名称改正と構成委員改正、第23条会計監査へ名称改正）
- 9 平成24年5月12日一部改正（第11条、但し書きの追加）
- 10 平成30年2月2日一部改正（第19条、第22条 委員会の構成改正、5地区から4地区に改正）
- 11 令和元年5月11日一部改正（第29条、第30条、第31条 個人情報の取り扱い条項の追加）
- 12 令和3年5月8日一部改正
第3章「活動方針」第4条に条文追加、第5章「機関」に関する条文追加、第8章「運営委員会」
第15条条文追加、第16条第5項条文追加
- 13 令和4年12月19日一部改正
第20条「校外指導委員会」に関する条文の削除及び第26章「会費（1家庭190円）」に改正
- 14 令和5年4月1日一部改正
第12章第24条「会費（1家庭月額160円）」に改正
- 15 令和6年4月1日一部改正
第4章（会員）第5条に「任意」を追記
第9章第20条21条の「成人委員会」に関する条文を削除
第10章第23条推薦委員会に関して「各地区から2名」を「1、2学年より各4名」に変更
- 16 令和7年5月17日一部改正
第14章 個人情報の取り扱い条項の追加 「条項の追加」を削除
付則13 第20条「郊外委員会」に関する条文の削除及び第26章「会費（1家庭190円）」に
改正 「郊外委員会」を「校外指導委員会」に訂正

17 令和8年5月18日一部改正

第30条を包括的な条文に改め、第31条・第32条を「個人情報取扱規則」へ統合・集約し条文を削除

表彰、感謝、慶弔、災害等に関する規定

- 第1条 本会は、会員・生徒の表彰・感謝・慶弔・災害等にあたり次に定める規定によって会の意志を表す。
- 第2条 本会ならびに本校教育の充実発展に寄与したと認められる場合は、感謝状ならびに記念品を贈り感謝の意を表す。
- 第3条 生徒で、他の範とする行為のあった場合は、運営委員会で協議し、記念品を贈り表彰する。
- 第4条 会員またはその家族に弔事のあった場合は、下記に相当する金品を贈り弔意を表す。
1. 会員の死亡の場合（保護者・教職員） 5,000円
 2. 生徒の死亡の場合 5,000円
 3. 教職員の配偶者・父母の死亡の場合 3,000円
- 第5条 会員の住居が災害を受けた場合は、次の金品を贈り見舞いの意を表す。
1. 全焼・全壊の場合 5,000円
 2. それ以外で、必要がありと認められた場合は、運営委員会で決定する。
- 第6条 2条、3条、4条、5条以外で特別な事情がある場合は、役員で決定処理し、運営委員会に報告する。

付 則

- 1 この規定は、昭和55年5月12日より実施する。
- 2 平成16年5月13日一部変更（第4条1 父母を保護者へ改正）
- 3 令和3年5月8日一部文言整理（第4条第1項「教師」を「教職員」に変更）

新町中学校 PTA 組織図

